

会員各位

## 車検証の電子化に伴う譲渡書類の取扱い変更について

2023年1月からの車検証電子化に伴い、当社における譲渡書類の取扱いについて以下のとおり変更いたします。内容をご確認いただき、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

### 譲渡書類の取扱いに関する変更点

#### ①成約車両の譲渡書類の受付方法について

電子車検証には、所有者情報（名称・住所）が表示されないため、電子車検証とあわせて所有者情報が確認できる書類をご提出ください。

電子車検証

+

所有者情報が確認できる書類

例) 登録事項等通知書(移転登録時に交付)  
自動車検査証記録事項(ICリーダーで発行)

※電子車検証のみでご提出いただく場合は、成約車両代金等の支払いが遅れる場合がございます。

※従来の車検証でご提出いただく場合は、上記の書類を添付する必要はございません。

#### ②名義変更結果通知の受付方法について

交付年月日と新ナンバー・車台番号が確認できる書類の写しをご提出ください。

交付年月日、新ナンバー・車台番号が確認できる書類の写し

例) 電子車検証、登録事項等証明書、自動車検査証記録事項 等

※抹消登録された場合は、明確にご通知いただくようお願いいたします。

※日付の偽装や所有者のみ変更など、悪質な行為が発覚した場合は、厳格な処置を講じます。

※ご提出方法は、従来どおり取引会場宛にFAXまたは郵送となります。

制度および仕組みについてはこちらをご参照ください

国交省 電子車検証特設サイト <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

ご不明な点がございましたら、各会場書類課までお問合せください。

USS事務局 

2022年12月